

第13回岩手県政府調達苦情検討委員会 会議録

1 日時

平成23年6月2日（木） 午後3時30分から午後4時30分まで

2 場所

岩手県庁 1階 収用委員会委員室

3 出席者

（委員）

宮本 ともみ

東海林 智 恵

大和久 政 也

中野 智

水上 航

（事務局）

菅原 和彦 岩手県会計管理者兼出納局長

佐藤 亨 出納局指導審査課長

佐藤 良彦 出納局指導担当主任主査

細井 輝雄 出納局指導担当主査

佐々木 晃 出納局指導担当主査

主濱 隆志 出納局指導担当主任

4 会議の概要

(1) 開会

〔佐藤指導審査課長〕

本委員会は、委員の半数以上の出席で成立することとなっているが、本日は全委員にご出席いただいているので委員会は成立する。ただいまから、第13回岩手県政府調達苦情検討委員会を開催する。それでは、本日出席の委員を紹介する。

(2) 委員紹介

佐藤指導審査課長が出席者名簿により各委員の紹介をした。

(3) 会計管理者挨拶

第13回岩手県政府調達苦情検討委員会の開会にあたって、挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙のところをご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また、日頃よりご指導ご助言をいただき、感謝申し上げます。

本日開催の委員会は、当初、3月18日に開催する予定だったが、3月11日に発生した、東日本大震災津波への対応を優先させていただくため、延期していたものである。委員の

皆様方には、大変ご迷惑をおかけしたことを、お詫び申し上げます。

さて、既にご案内のことではあるが、平成8年に、「政府調達に関する協定」が発効し、本委員会が設置され16年を迎えたが、昨年11月に本県では初めて、全国的にも稀な苦情申立てがあった。申立て理由が協定と無関係ということで、却下したところである。

初めての申立てだったが、宮本委員長をはじめ、委員の皆様方のご協力により、適切に処理することができたことに感謝申し上げます。

本日は、先の苦情申立ての処理にあたり、諸規程の一部に改正を要すると認められた事項があったので、皆様にお諮りすることとした。

政府調達に関する協定に該当する調達は、今後とも見込まれるので、苦情に関する処理手続が円滑、適切に行われるよう、御審議のほど、よろしく願います。

(5) 議事

[委員長]

議案第1号から第6号まで、事務局より一括して説明を求める。

[事務局]

議案説明要旨及び議案に基づき説明。

議案第1号は「政府調達に関する苦情の処理手続」の一部改正である。本規程は岩手県告示であることから、知事に改正を求めようとするものである。改正内容は、5の(6)の契約締結又は契約執行の停止についてである。委員会は苦情の申立てがあった場合、契約締結前の段階での申立てについては受付後10日以内に速やかに契約締結の停止要請を、契約締結後10日以内の申立てについては受付後速やかに契約執行の停止要請を関係調達機関に行うこととされているが、これを委員会が苦情申立てを受理した場合に行うよう改正しようとするものである。本規程の5の(2)で、委員会は苦情申立てを受付けた場合は、申立て後7作業日以内に苦情について検討し、協定と無関係な場合等に該当する場合は、書面により理由を付して却下することができることとなっている。ここでいう7作業日に土、日、祝祭日は含まないこととされていることから、実際、作業に要する期間が9～11日程度となるため、委員会として申立てを却下するのか受理するのか意思決定を行う前に関係調達機関に対して停止要請をしなければならない場合が生じることから、このように改正しようとするものである。

議案第2号は「政府調達に関する苦情の処理手続細則」の一部改正である。本規程は出納局長が定めているものであることから、出納局長に対して改正を求めようとするものである。改正内容は、本規程の6(3)の苦情の受付及び処理の状況公表についてである。処理状況の公表に当たり、申立て人が匿名を希望した場合の表記を「匿名」としているが、匿名は自ら名前をふせるということであるが、委員会としては名前は分かっているが公表しないということなので、県報の表記に準じて「非公表」とするものである。

議案第3号は「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」の一部改正である。改正内容は、1の②公示項目及び公示例文中、事務局の表記「岩手県出納局総務課」を現組

織名称に合わせ「岩手県出納局」に、発信人の表記「岩手県政府調達苦情検討委員会」を人格のある者が行う行為であることから「岩手県政府調達苦情検討委員会委員長」に改正するほか、第2号議案に関連して所要の改正をしようとするものである。

議案第4号は「苦情処理手続における様式について」の一部改正である。改正内容は、苦情処理手続に係る様式全16種類の一部改正であり、委員会に提出する文書に共通する事項は、あて先を「岩手県政府調達苦情検討委員会 殿」から「岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 様」に改正するものである。また、委員会が発する文書に共通する事項は、発信人を「岩手県政府調達苦情検討委員会」から「岩手県政府調達苦情検討委員会委員長」に改正するものである。様式1の個別改正事項は、苦情の内容をより具体的に記載していただくため、記の「2 苦情の内容」を「2 苦情の原因となった事実を知った日」、「3 苦情申立ての趣旨」、「4 苦情申立ての理由」、「5 苦情申立てに係る調達機関との協議の有無及びその内容」に改正し、苦情の申立ての公表・公示等に当たっての匿名希望の有無を確認するため「6 苦情の申立ての公表・公示等当たっての匿名希望の有無」を追加し、その他所要の改正をするものである。

議案第5号は「委員会の文書番号、文書記号及び印について」の一部改正である。改正内容は、議案第3号及び議案第4号において委員会が発する文書の発信人の表記を改正したことに伴い、文書に使用する印鑑を「委員会の印」から「委員長の印」に改正するものである。

議案第6号は「傍聴要領」の一部改正である。改正内容は、県が定めている「審議会等の会議の公開に関する指針の運用について」が平成23年4月1日付で改正され、審議会の傍聴に当たり、傍聴者に原則として氏名及び住所の記載を求めないこととなったことから、1の(1)中「会場受付で氏名及び住所を記入し、」を削除しようとするものである。

[委員長]

今回の改正は、先に申立てのあった案件処理の過程で明らかとなった不都合な部分を改正しようとするものと捉えてよいか。

[事務局]

そのとおりである。昨年却下した案件は契約締結に至る前の段階での苦情申立てであったが、最も問題となったのは議案第1号に関する事項である。本案件を受付けたのが金曜日であったため、受理若しくは却下の処理期限である7作業日目が受付後11日目となったものである。本県では初めての処理案件であったことと申立て内容の把握に時間を要し、却下の判断に7作業日要することとなったものである。一方、現規定では、委員会は、契約締結前の段階での申立てについては、関係機関に対し契約を締結すべきでない旨の要請を申立て後10日以内に速やかに文書で行わなければならないことになっていることから、却下の決定を待たずに関係調達機関に対して契約締結の停止要請を行ったものであるが、委員会として苦情申立てに正当性があるかないか判断しないまま知事に差し止め（停止要請）するのはおかしいと考え、本規定を改正しようとするものである。

[委員長]

議案第1号に係る規定が岩手県告示であるため、委員会として知事に改正を要望することのだが、そのような権限が委員会にあるのか。

[事務局]

今回の改正要望に、特段の根拠規定はない。あくまでも委員会が申立て案件を処理する過程で明らかになった不都合な点を改正するよう要望するものである。

実際は、事務局が告示案を作って法務担当と協議決裁を得て告示するものである。

[委員]

議案第2号で苦情処理状況を公表する場合、申立て人が匿名を希望する場合の表記を「匿名」から「非公表」にするとしているが、議案第4号（改正後の様式1の記の6）では匿名希望の有無とある。これは主体（申立て人）が匿名を希望するかどうかということか。

[事務局]

いわゆる匿名とは、自分の名前を公表したくないということであり、議案第2号では、委員会は申立て人の名前は知っているが、申立て人の希望により公表しないという意味で非公表としたものである。

苦情申立書については、申立て人の意思表示を確認するためにこのような表現にしたものである。

[委員]

他の都道府県でも本委員会を設置していると思うが、同様の改正を行うのか。

[事務局]

議案第1号の改正前の規程は、平成8年当時、総務省（旧自治省）から告示例が示され、大概の都道府県は告示例のとおり規定していたが、今般、調査したところ、福井県と岐阜県では苦情申立てを受理した場合に差し止め（停止要請）することとしていた。本県でも、受理してから差し止め（停止要請）を行うのが妥当と考え、福井、岐阜の例に倣う形で改正しようとするものである。ただ、異なる点は、福井県と岐阜県では「契約締結後10日以内に苦情申立てを受理した場合」としているが、本県では「契約締結後10日以内に行われた苦情申立てを受理した場合」と、「行われた」の4文字を追加している。このようにしたのは、福井、岐阜のような規定とした場合、契約締結後2日目（月曜日）に行われた苦情申立ては、委員会が6作業日目（契約締結後10日目）で受理すると関係調達機関に対して契約執行停止要請することになるが、7作業日目（契約締結後11日目）で受理すると契約執行停止要請しないこととなり、委員会が受理の判断に要した期間の長短によって結果が異なってくるため、これを防止するため4文字（行われた）を入れたものである。

[委員]

議案第1号について、契約の安定性を図ろうとする趣旨だと思うが、受理若しくは却下の処理期限が土、日、祝日を除いて7作業日ということになると、ゴールデンウィークに関しては、実際、11日以上かかることになるがそれでよいか。

[事務局]

そのとおりである。

[委員長]

議案第5号について、委員会が発する文書の発信人を委員長名にしたいということであるが、他の委員会では、委員会名で文書施行している例はないのか。

[事務局]

例えば、人事委員会が職員の採用案内をする場合、選挙管理委員会が選挙の広報を行うなど、一般県民にお知らせするようなものについては委員会名で出している例がある。なお、人事委員会が規則改正通知などを出す場合や選挙管理委員会が当選証書を出す場合は委員長名である。

[委員長]

この委員会では、使い分けをする場面は考えられないか。

[事務局]

今後は、委員長名で行うことになると思う。一般的な調達案件の公表や単なるお知らせ的なものは委員会を出すことになるかと思うが、今のところ想定していない。

[委員長]

議案第1号から第6号まで異議ないか。

[委員]

異議なし

[委員長]

異議なしと認め可決とする。

[委員長]

以上で協議事項を終わり、報告事項の第1号及び第2号について事務局より一括して説明をお願いする。

[事務局]

報告第1号平成22年度の特定調達契約の状況及び報告第2号平成23年度の特定調達計画について、資料に基づき主な契約内容及び随意契約の具体的な内容について説明。

なお、平成23年度特定調達計画は2月時点のものであり、その後東日本大震災津波が発生したため、関連の補正予算が措置されているので、内容は大きく変わるものと予測される。

[委員長]

ただいまの報告について何か質問はないか。

[委員]

今回のような震災の対応のために早急に行わなければならない業務の場合は、随意契約が多くなるのか。それは何かに規定されているのか。

[事務局]

地方自治法では原則として（契約方法を）一般競争入札としているが、災害時の人命救助や道路の応急復旧など緊急を要するものは随意契約が認められている。また、特殊な技術等を要する業務のため相手方が特定されるものについても随意契約が認められている。

今回の災害の関係では、緊急を要するというので、特定調達案件でも随意契約している事案があると思われる。来年の契約実績には、緊急での随意契約案件が多数出てくるのではないと思われる。

[委員長]

随意契約とすることができる場合はルール化されているか。

[事務局]

地方自治法、会計規則で定められている。例えば、今回の災害の場合、道路のがれき撤去や仮設住宅の建設などは緊急を要するものとして随意契約としている。また、民有地からのがれき撤去、仮置き場からの最終処分についても緊急案件として取り扱ってきている。

しかし、被災後数ヶ月経過しているので、今後、随意契約とする場合は、慎重に行う必要があると思われる。

[委員]

落札金額中（）書き表示はどういうことか。

[事務局]

これは、単価契約である。例えば、No.4の場合、1枚当たり0.89円で契約している。県庁全体での見込額は3千万円以上であったが、実績（落札額）はこれだけだったということである。

[委員長]

この計画は2月調査なので、大幅に変わってくるということですね。

[事務局]

震災がらみで、件数が大幅に増えることが見込まれる。

[委員長]

随意契約が増え、しかも金額が大きいと政府調達案件になることから契約を締結するときは相当気をつける必要があるということですね。

[事務局]

苦情申立てもあり得るので、十分説明できるようにしておく必要がある。

特定調達案件については、72日以内に契約内容を公表しなければならないことになっている。

[委員長]

よろしく願いしたい。

ほかにはないか。

[委員]

なし

[委員長]

それでは次に、5のその他であるが、何かないか。

[事務局]

なし

[委員長]

ないようなので、これで議事を終了する。

[指導審査課長]

どうもありがとうございました。以上をもって、第13回岩手県政府調達苦情検討委員会を終了する。